

令和3年度 放課後児童クラブ「I Love Kids」 入会申請・利用の手引

◆ 入会申請に当たり提出が必要なもの

- 令和3年度 放課後児童クラブ「I Love Kids」入会登録申請書
- 雇用（予定）証明書
- 就労（就学）状況申告書等、申立書、手帳のコピーなど《必要な方のみ》

◆ 提出するところ

- ワタナベ楽器店頭（木曜定休日） 〒723-0014 三原市城町2-2-3

※入会申請・利用の手引き（この冊子）をよく読み、全てご了承のうえ提出してください。
提出にあたっては、内容を全てご了承いただいたものとして取り扱います。

株式会社ワタナベミュージックラボ

1. 放課後児童クラブとは

◆目的

保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として設置・運営しています。

◆活動内容

児童クラブには、放課後児童支援員（以下「支援員」）を配置しています。保護者との連携を大切にし、児童の健全育成、保護者の就労支援・子育て支援を図ります。

◆放課後児童クラブ「I Love Kids」

児童クラブ名	住所	電話番号	定員
I Love Kids	三原市城町 1-20-16 通ビル 2 階	0848-38-7670	35 人

◆実施日・運営時間

下記の時間中、保護者の就労時間に合わせて利用することができます。

	運営時間	備考
授業がある日 (月曜日から金曜日)	13:30~18:00 (20:00 まで延長可能)	学校が終わってからクラブで 過ごします。
土曜日、学校行事振替日、長期 休業日 (月曜日から金曜日)	8:00~18:00 (時間延長はありません)	お弁当が必要です。

※新1年生も4月1日からお預かりします。

就労支援のための放課後児童クラブです。

ご家族のどなたかがお休みのときは家庭保育をしていただき、お子様と一緒に
時間をお過ごしください。

◆休業日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律 第3条に規定する休日
- ・お盆 (8月13日から8月16日まで)、年末年始 (12月29日から1月4日まで)

※その他、特別な理由でクラブを閉所するときや、運営時間を変更する場合があります。

2. 対象のお子さんについて

◆児童クラブの対象児童

次の小学校に就学している三原市内に住所を有する児童。対象学年は1～6年生です。

- ・三原市立三原小学校
- ・広島大学附属三原小学校
- ・三原市立鷺浦小学校

◆児童クラブの入会要件

一緒にお住まいの保護者の皆様が以下のいずれかに該当する場合、入会することができます。

① 就労していること

・・・1年生の児童の保護者

1週間のうち4日以上かつ1日につき6時間程度、概ね午後3時まで

・・・2年生以上の児童の保護者

1週間のうち4日以上かつ1日につき6時間程度、概ね午後4時まで

※保育の必要性が高い児童から入会決定します。特別な事情のある方はご相談ください。

※長期休業中の入会については、上記の時間要件を概ね午後1時までに緩和します。

ただし、定員を超過せず、クラブの運営に支障がない範囲での受け入れとなります。

※就労時間が短い場合は、優先順位が下がります。

②大学・専門学校等へ就学していること

③長期にわたり疾病や障害のある親族を介護していること

④疾病等による療養中や、心身に障害があること

⑤産前産後期間（出産予定月及びその月の前後1か月ずつ）であること

★ 同一住所地及び同一敷地内の別の建物にお住まいの方は同居をしているものとみなします。

上記の条件に該当していても、入会を希望する方が多数いる場合や負担金を滞納している等の場合は、審査・入会できないことがあります。

3. 入会の優先順位について

入会を希望する方が児童クラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

- ★より年齢の低い児童
- ★保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ★同居や近所に親族がいない児童
- ★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子さんからご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

4. 利用料金について

種 別	金 額
保 護 者 負 担 金	月額 5,000 円（8月は 8,000 円） ※8月中に一度も登会しない場合は 5,000 円となります。 ※18：00 以降の見守りを希望される場合は、 1 日につき 1 時間当たり 800 円が別途必要です。
教 材 費 (教材・消耗品・おやつ等)	月額 2,000 円 ※アレルギーをお持ちのお子さんは月額 1,000 円 (おやつを持参してください。)
傷 害 保 険 料	年額 800 円（4 月 1 日以降のお手続きには要手数料）

保護者負担金・教材費は、利用日数に関わらず在籍期間中は料金が発生します。日割りはおこないません。

◆保護者負担金について

児童クラブの運営（指導員の人件費、児童クラブの維持管理・施設整備費等）に使用します。
在籍期間中は保護者負担金が必要です。休会した場合や、月途中の入退会についても、在籍があれば1か月分の負担金が必要です。

◆教材費について

児童クラブで使用する絵本などの教材、消耗品、おやつなどに使用します。
アレルギーをお持ちのお子さんは、おやつを持参してください。

◆傷害保険料：財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

全員保険加入が原則で、利用辞退・退会による掛金の返還はありません。

【公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ】 <http://www.sportsanzen.org>

- ・補償対象 補償期間：令和3年度中（年度途中入会の方は手続きが完了したときから）
活動中及びクラブへの往復中のけがや事故に適用されますが、**お子さんの故意による物損**については対象外です。実費で修理費用等を保護者に負担いただきます。

※保険料の納付確認ができるまでクラブへ登会できません。入会の手続き時に現金納付。

◆納付について

原則口座振替での納付となります。（傷害保険は、手続き時に現金納付）

※ 口座振替が開始されるまで1～2か月かかります。それまでの期間は、現金で納付していただきます。

5. 緊急・災害時などの運営について

緊急・災害時などの児童クラブの運営は以下のとおりとなります。

保護者の緊急連絡先は必ず支援員へ伝えておいてください。また、連絡先が変更になった場合は、速やかに支援員へお知らせください。★警報や避難情報発令にご注意ください。

◆気象情報が発令された場合・学校閉鎖等になった場合

ケース	放課後児童クラブの対応
学校課業日の朝6時の段階で警報が発令され、小学校が臨時休校となった場合（★）	休所します。
土曜日・長期休業日の朝6時の段階で警報が発令された場合	
小学校登校後に警報が発令され、緊急集団下校となった場合（※1）	開所時間からクラブを開設します。（※1）の場合は、クラブ開所までは学校で過ごします。 いずれの場合も、早めのお迎えをお願いします。
土曜・長期休業日の朝6時より後に警報が発令された場合	
集団かぜなどで、学年・学級閉鎖となった場合	学年・学級閉鎖の期間中（授業カットを含む）、当該学年・学級の児童は健康であっても登会できません。 在籍する児童のきょうだいも、学年・学級閉鎖になった場合も、感染症の蔓延を防ぐため、できるだけ家庭での保育にご協力ください。

※警報が発令されて児童が登会している場合は、早めのお迎えをお願いします。

※送迎は、保護者の責任において行ってください。

※休所及び閉所した後に警報が解除になった場合でも運営は再開しません。

※警報の種類は各小学校の規定に準じます。

★ 緊急時には保護者への個別連絡ができない場合があります。三原市メール配信システムに登録をいただくなど、警報発令や避難情報発令を確認してください。

→登録方法 (<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/19/haisintouroku.html>)

◆避難情報が発令された場合

ケース	放課後児童クラブの対応	
避難準備・高齢者等避難開始発令 (警戒レベル3) 避難勧告／避難指示 (警戒レベル4) 災害発生情報(警戒レベル5)	平日	発令時点で閉所します。保護者による速やかなお迎えをお願いします。
	休日	発令時点で閉所します。 朝6時の時点で発令されている場合は、その日の運営は中止します。
	全日	情報が解除されても、運営は再開しません。

◆その他、Jアラート等による緊急情報が発信された場合

学校の警報発令・対応に準じてクラブを運営します。(学校長の判断により臨時休校や登下校の変更を行う場合があります。)

深夜・早朝など、学校始業前に緊急情報が発信され自宅待機となった場合、児童クラブは緊急情報が解除され、安全が確認できてから開所します。基本的な対応は、(★)と同様です。

◆地震が発生した場合

授業がある日(月曜日から金曜日)

	ケース	放課後児童クラブの対応
震度5弱以上の地震	17時から翌日8時までに発生した場合	当日・翌日は休所します。
	小学校登校後に発生した場合	休所します。 ※保護者が迎えに来るまで、学校で待機します。
	児童クラブ登会後に発生した場合 (※2)	地震が発生した時点で運営を中止します。 ※余震や周囲の状況を確認のうえ、支援員が児童を引率し、避難場所へ移動します。
震度4以下の地震	小学校登校後に発生し、緊急集団下校となった場合(※3)	13時30分からクラブを開設します。13時30分までは学校で過ごします。
	児童クラブ登会後に発生した場合 (※4)	運営を継続します。

※震度4以下の地震でも、周囲の状況によっては(※2)の対応をとる場合があります。

	ケース	放課後児童クラブの対応
地震 震度5弱以上	運営時間前（前日の17時から当日の8時までを含む）に発生した場合	休所します。
	児童クラブ登会後に発生した場合	（※2）の対応と同じです。
地震 震度4以下の	運営時間前（前日の17時から当日の8時までを含む）に発生した場合	8時からクラブを開設します。
	児童クラブ登会後に発生した場合	（※4）の対応と同じです。

6. 保護者の妊娠出産時について

分娩予定日を基準として出産予定月及び前後01か月の3か月間児童クラブを利用できます。（分娩予定日が6月15日の場合 ⇒ 5月1日から7月31日まで）

既に入会している児童の保護者で、見守り可能な期間以降に育児休業を取得される場合は一旦退会し、復職の際、改めて申請してください。

※申し立てにより、引き続きクラブを利用できる場合があります。

必要な物 母子手帳・印鑑

7. 児童が病気のと看（長期休業中の取り扱い）

長期休業中に感染症にかかった場合には、治癒証明書もしくは、治癒したことがわかる証明書（診断書や医師の意見書）をクラブに提出してから登会してください。

証明書類発行にかかる料金は自己負担です。その他の感染症でも、医師の診断を受け、適切な時期に登会してください。病気のと看は、三原市病児保育室をご利用ください。

★三原市病児保育室（有料）【対象年齢は小学校6年生まで】

子育て支援課 児童保育係（0848-67-6042）での事前登録が必要です。

【長期休業中に医師の治癒証明書が必要な感染症】

はしか、インフルエンザ、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ、結核、プール熱、百日咳

※インフルエンザにつきましては、別紙の経過報告書に記入してご提出ください。

8.新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・クラブ利用時は感染防止のため、マスクの着用をお願いします。
- ・登会前に必ず検温し、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状のいずれかがみられる場合は、利用せずに保健所に相談してください。（コールセンター082-513-2567）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した利用児童については、治癒するまでの間、利用停止となります。
- ・利用児童や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染拡大防止のため、当該放課後児童クラブは臨時休所となります。休所期間は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲となります。
- ・利用児童が感染者の濃厚接触者と特定された場合には、保健所が指定する期間、自宅待機となり、その期間中、放課後児童クラブは臨時休所となります。
- ・保健所より濃厚接触者と判断された利用児童は、速やかに放課後児童クラブにご連絡ください。

9. 児童の登会、帰宅について

保護者の送迎による登会帰宅方法と、児童のみでの登会帰宅方法を選択できます。ただし、学校の指示や、気象警報・避難準備情報発令時及び地震発生時等には、保護者の送迎をお願いします。登会、帰宅は、保護者の責任において行ってください。

◆注意事項◆

- ・児童のみで帰宅する場合は、3月から10月までは17時、11月から2月までは16時30分に送り出します。
(但し、保護者の了承の下においては、3～11月：最長17時30分まで、11～2月：最長17時までの送り出し可。要連絡) ★ I Love Kids 児童クラブのみの対応です
- ・登会、帰宅方法は、必ずお子様と確認してください。変更のある場合は、電話や生活ノートで事前にお知らせください。ただし、当日の変更はできません。
- ・安全指導（寄り道をしない、不審者に注意する等）や通学路の確認をお願いします。
- ・土曜日、長期休業日、学校行事振替日等の児童クラブの開所時間は8時から18時です。児童の安全確保のため、時間内の利用を厳守してください。
児童が開所前にひとりで待機することがないようにしてください。
- ・児童クラブが入っているビル入り口前の細い道を渡る時は、左右の安全を確認して渡ってください。接触事故などが起こっておりますので、クラブの方でも児童に安全確認の指導をしますが、ご家庭でもお子様と確認をお願いいたします。

10. 家庭状況等の変更について

次の場合は届出が必要です。指導員にお知らせください。

- 氏名、住所、電話番号、勤務先変更
- 母の妊娠、出産
- 保護者の婚姻や離婚、死亡
- 市内転居によって小学校を転校する場合

11. 退会について

◆提出物

決定した期間以前に退会を希望する場合は、前月の15日までに「放課後児童クラブ入会登録抹消申出書（退会届）」の提出が必要です。利用決定月と同一月内に退会される場合には必要ありません。

例）夏休み入会で、利用決定が8月31日までとなっている方が8月で利用を止める場合

★退会届提出日から遡っての提出・適用はできません。

★保護者の就労時間の変更等で、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することができません。速やかに退会届を提出してください。

★会社の倒産など自己都合以外で就労が出来なくなった場合には、クラブの利用を継続できることがあります。ご相談ください。

◆利用料金の取扱い

児童クラブに行かれていなくても、退会届の提出がなければクラブを利用していなくても料金が発生します。

日付を遡っての退会はできません。

利用を中止する場合や退職などにより利用要件に該当しなくなった場合は速やかに退会届を提出してください。

12. 申請から入会まで

◆放課後児童クラブは、年度ごとに申請が必要です

◆令和3年4月からの入会を希望する場合（4月1日（木）から6日（火）までの春休み期間を含む）

受付期間 令和2年12月1日（火）～12月25日（金） **厳守**

※期間内に雇用証明書の提出が難しい場合はご相談ください。

受付場所 ワタナベ楽器店頭（木曜定休日） 〒723-0014 三原市城町2-2-3

◆5月以降の入会を希望する場合

受付期間 入会希望月の前々月11日前後から入会希望月の前月10日まで

※ただし、長期休暇中の入会については、次のとおり受け付けます。

長期休業の受付期間

●夏休み入会（7月21日又は8月1日から8月31日まで）

受付期間 ⇒5月11日（火）から6月10日（木）まで

●冬休み入会（12月24日から翌年1月6日まで）

受付期間 ⇒10月12日（火）から11月10日（水）まで

●春休み入会（令和4（2022）年3月26日から3月31日まで）

受付期間 ⇒令和4（2022）年1月11日（火）から2月10日（木）まで

まとめた申請はできません。必要書類をそろえてその都度申請してください

受付場所 ワタナベ楽器店頭（木曜定休日） 〒723-0014 三原市城町2-2-3

注意事項

★入会を希望する方が多数の場合は入会できないことがあります。

★決定は先着順ではありません。

★入会を辞退する場合は、必ずご連絡ください。

申し出無くクラブをご利用されない場合、入会を決定した月から利用料金が発生します。

★年度内に再度入会を希望される場合は、その都度申請書・証明書が必要です。

【利用待機となった方】

受入可能な状況になりましたらご連絡します。再度申請書を提出いただく必要はありません。

13. 申請時の提出書類

◆申請に関する書類は指定の様式を使用してください。

《1》 令和3年度三原市放課後児童クラブ入会登録申請書（児童につき1部）

《2》 保育を必要とする状況を証明する書類（家庭につき1部）

最年少のお子さんの申請書に添付し、年長のお子さんの申請書に「〇〇、（〇〇には名前を記入）に添付」とご記入ください。

就労	会社員・就労予定の方	・雇用（予定）証明書（別紙様式1）
	自営・農業 等	・就労（就学）状況申告書（別紙様式2） ※親族・本人が経営主、代表者の場合はこちらの様式を使用
	採用試験を控えている方	・申立書（別紙様式5） ・採用の募集要項（就労形態等がわかるもの）の写し
就学	就学中の方	・就労（就学）状況申告書（別紙様式2） ・学生証の写しまたは在学証明書
	就学予定の方	・申立書（別紙様式5） ・合格通知書または学生証の写し、在学証明書
介護、看護等 （親族を介護する場合）		・介護（看護）状況申告書（別紙様式3） ・医師の診断書（別紙様式4）又は障害者手帳等の写し
疾病、障害等 （本人に介護が必要な場合）		・申立書（別紙様式5） ・医師の診断書（別紙様式4）又は障害者手帳等の写し
妊娠・出産		・申立書（別紙様式5） ・母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の分かるページ）

注意点

- ★65歳未満の同居している祖父母も証明書の提出が必要です
- ★単身赴任の保護者の証明書は必要ありません。
- ★各種証明書は、申請する直近（3ヶ月以内）の日付で証明を受けてください
- ★雇用証明書と相違する時間帯でのクラブ利用が顕著な場合には、就労先に内容の確認や、証明書や就労の証明ができる書類の提出を依頼する場合があります。

14. 審査基準による優先順位について

入会希望者がクラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

- ★年齢の低い児童
- ★障害者手帳を持つ児童や、支援の必要な児童
- ★保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ★同居する祖父母や近所に親族がいない児童
- ★保護者がひとり親の児童
- ★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子様からご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

15. 児童クラブご利用に関するお願い

特に守って頂きたい以下の点について、保護者のご理解とご協力をお願いします。

・利用時間について

登会・降会については、時間を十分厳守し、時間内のご利用にご協力ください。

・適正利用について

就労支援の施設ですので、お仕事がお休みの時には利用できません。

冠婚葬祭やイベント、ごきょうだいの学校行事等への参加する際は、三原市のファミリー・サポートなどのサービスをご利用ください。

・宿題について

宿題の実施状況の確認は行いません。

★重要 薬について

クラブでの与薬は、処方箋のあるお薬のみ可能です。

与薬は時間を調整するなど、できるだけご家庭での対応をお願いしていますが、クラブでの与薬が必要な場合は依頼書を提出してください。

消毒液・絆創膏・シップ・冷却ジェルシートなどを常備し、活動中のケガや発熱の際などに使用することがあります。

これまでに、市販の薬剤を使用し、アレルギーや肌荒れなどの諸症状を引き起こしたことがある場合は、必ず申し出てください。

16. よくあるご質問

Q. 本社が市外にあり、雇用証明書の取り寄せが間に合いません。

A. 期限までに申請書だけを提出し、雇用証明書は取り寄せができ次第、提出してください。

雇用証明書の提出がなければ入会の審査ができませんので、提出が遅くなる場合は入会できない可能性があることをご了承ください。

Q. 保護者の就職活動での利用はできますか？

A. 就職活動での利用は原則としてできません。

ただし、就職活動の理由が自己都合でない場合（会社の倒産など）については、この限りではありません。

Q. 夏休み利用希望で申請しましたが、7月だけ利用しません。利用料金はどうなりますか？

A. 利用が決定した期間中（在籍期間中）は保護者負担金が発生しますので、利用しなくてもお支払いいただきます。

利用を辞退される場合は必ずご連絡ください。

Q. 仕事が休みのときにも利用できますか？

A. 就労支援の施設ですので、お仕事がお休みの時にはお子さんと過ごしてあげてください。

冠婚葬祭やイベント、ごきょうだいの学校行事等への参加する際は、ファミリー・サポートなどのサービスをご利用ください。

Q. 宿題はクラブで全て見てもらえるのですか？

A. 個々の宿題状況を確認するのは困難です。帰宅後に達成状況をご確認ください。

17. 「I Love Kids」に関するご質問やご意見へのお問い合わせ先

株式会社ワタナベミュージックラボ（ワタナベ楽器）

〒723-0014 広島県三原市城町2-2-3

電話 0848-63-2181 FAX 0848-63-6794

E-mail music-info@watanabemusiclab.jp

※個人情報とは適切に取り扱います。目的以外には使用いたしません。